

議会条例第 1 号

長岡京市議会議員定数条例の一部改正について

地方自治法第 1 1 2 条及び長岡京市議会会議規則第 1 4 条の規定により、みだしの議案を別紙のように提出する。

令和 3 年 6 月 2 5 日

長岡京市議会議長 様

提出者	富岡浩史
賛成者	上村真造
	三木常照

(提案理由)

現下の厳しい社会経済情勢を鑑み、議員定数を削減するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会議員定数条例の一部を改正する条例

長岡京市議会議員定数条例（平成 1 4 年長岡京市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
長岡京市議会議員の定数は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定により、 <u>2 2 人</u> とする。	長岡京市議会議員の定数は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定により、 <u>2 4 人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長岡京市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。